

## 在留資格について

1. 在留カードの在留期限が、2020 年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの人は、在留期限の切れる日から 1 か月後まで申請書類を出すことができます。ただし、在留資格が「短期滞在」と「特定活動（出国準備期間）」の人はできません。
2. 新型コロナウイルスの影響で、あなたの国に帰るための飛行機や国の家に帰ることが難しい人は、臨時の在留資格がもらえます。
  - (1) 「技能実習」または、「特定活動（外国人建設就労者[建設の仕事]又は外国人造船就労者[船を作る仕事]）」として日本にいる人で、これまでと同じ所で働く人  
→ 「特定活動（30 日・就労可）」に在留資格を変えることができます。
  - (2) その他の在留資格で日本にいる人で（(1)で、仕事をしない人も含む）  
→ 「短期滞在（30 日）」に在留資格を変えることができます。

### 【問い合わせ先】

出入国在留管理庁（Immigration Services Agency of Japan）

外国人在留総合インフォメーションセンター（大阪）

TEL 0570-013904